

令和5年度第1回
いわき市歯科口腔保健協議部会

別紙資料

いわき市保健医療審議会・各部会構成

保健医療審議会（根拠法令：市保健医療審議会条例、市保健医療審議会運営規程）

【審議会委員】：任期2年（R5.4.1付） ※ 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間
⇒市長が委嘱《委嘱状交付》

※ 特別の事項を審議させるため必要があるときは、専門委員を置くことができる。

※ その定める（市保健医療審議会運営規程）ところにより、部会を置くことができる。

【会長】1人、【副会長】2人を置く ⇒委員の相互選任（第1回会議日選任以降）

※ 会議は、会長が招集し、会長が会議の議長となる。

【専門委員】（条例第5条）⇒市長が委嘱《委嘱状交付》

※ 特別の事項に関する審議が終了したときは解任される。

【部会】（条例第7条）

⇒部会に属すべき委員及び専門委員は、会長が指名《任命書交付》

⇒部会に部会長を置き、会長が指名《任命書交付》

※ 会議は、部会長が招集し、部会長が会議の議長となる。

《いわき市保健医療審議会部会》

【市生活衛生対策部会】

根拠：
市生活衛生対策部会
設置要領

審議：生活衛生対策

○部会員数：
委員及び専門委員
12名以内

⇒R4年度：

委員2名

専門8名

○任期：規程無し

○部会の庶務：
保健所生活衛生課

【市歯科口腔部会】

根拠：
市歯科口腔保健協議
部会設置要領

審議：歯科口腔保健を
推進するための
対策

○部会員数：
委員及び専門委員
規程無し

⇒R4年度：

委員2名

専門8名

○任期：2年以内

○部会の庶務：
保健所地域保健課

【市食育推進部会】

根拠：
市食育推進協議部会
設置要領

審議：食育を推進
するための
対策

○部会員数：
委員及び専門委員
規程無し

※ 公募員有り

⇒R4年度：

委員1名

専門18名

○任期：2年以内

○部会の庶務：
保健所地域保健課

【市自殺対策庁内連 絡部会】

根拠：
市自殺対策庁内連絡
会議設置要綱

審議：心の健康に
関する対策

○部会員数：
委員及び専門委員
規程無し

※ 公募員有り

⇒R4年度：

委員1名

専門12名

○任期：2年以内

○部会の庶務：
保健所地域保健課

いわき市歯科口腔保健協議部会設置要領

(設置)

第1条 いわき市保健医療審議会条例第7条（平成10年いわき市条例第43号）に基づき、市民の生涯にわたる歯と口腔の健康づくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進し、市民の健康の保持増進に寄与するための総合的な協議を行う場として、いわき市歯科口腔保健協議部会（以下「部会」）を設置する。

(協議事項)

第2条 部会は、次に掲げる事項について、検討・協議を行う。

- (1) 健康いわき21に係る施策の進捗状況の把握等に関すること。
- (2) 歯科口腔保健を推進するための基本的方向に関すること。
- (3) 歯科口腔保健を推進するための関係機関、団体との連携・調整に関すること。
- (4) その他、歯科口腔保健に関すること。

(任期)

第3条 委員及び専門委員の任期は、2年以内とする。ただし、再任を妨げない。

(組織)

第4条 部会は、別表に掲げる委員及び専門委員をもって構成する。

(会議)

第5条 部会の会議（以下「会議」という。）は、部会長が招集し、部会長が会議の議長となる。

- 2 会議は、委員及び専門委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。
- 3 会議の議事は委員及び専門委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 会長は、必要があると認めるときは、会議に委員及び専門委員以外の者の出席を求めて意見を聴くことができる。

(庶務)

第6条 部会の庶務は、保健所地域保健課において処理する。

(委任)

第7条 この要領に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は、部会に諮って部会長が定める。

附 則

この要領は、平成28年12月1日から実施する。

附 則

この要領は、令和４年２月２８日から実施する。

附 則

この要領は、令和５年３月２８日から実施する。

別表（第３条関係）

	団体等名
１	いわき市保健医療審議会（歯科医師会）
２	いわき市保健医療審議会（薬剤師会）
３	いわき市歯科医師会（団体推薦者）
４	いわき市医師会（団体推薦者）
５	福島県歯科衛生士会いわき支部（団体推薦者）
６	福島県栄養士会いわき支部（団体推薦者）
７	いわき市社会福祉協議会（団体推薦者）
８	いわき市ケアマネ協会（団体推薦者）
９	いわき市小学校長会（団体推薦者）
１０	福島県学校保健会いわき支部（団体推薦者）

いわき市歯と口腔の健康づくり推進条例

(目的)

第1条 この条例は、歯と口腔^{くわう}の健康づくりが市民が健康で質の高い生活を営む上で基礎的かつ重要な役割を果たすことに鑑み、市民の歯と口腔の健康づくりの推進に関し基本理念等を定め、市民の歯と口腔の健康づくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって市民の生涯にわたる健康の保持増進に寄与することを目的とする。

(基本理念)

第2条 歯と口腔の健康づくりに関する施策は、次に掲げる事項を基本として行われなければならない。

- (1) 市民が、生涯にわたって日常生活において歯科疾患の予防に向けた取組を主体的に行うとともに、歯科疾患を早期に発見し、及び治療を受けることを促進すること。
- (2) 乳児期（満1歳に満たない期間をいう。第8条第2号において同じ。）から高齢期（65歳以上の期間をいう。同条第4号において同じ。）までのそれぞれの時期における口腔及びその機能の状態並びに歯科疾患の特性に応じて、適切かつ効果的に歯と口腔の健康づくりを推進すること。
- (3) 保健、医療、社会福祉、労働衛生、教育、食育その他の関連施策との有機的な連携を図りつつ、その関係者の協力を得て、総合的に歯と口腔の健康づくりを推進すること。

(市の責務)

第3条 市は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、歯と口腔の健康づくりに関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(市民の責務)

第4条 市民は、基本理念にのっとり、歯と口腔の健康づくりに関する理解を深め、生涯にわたって日常生活において自ら歯科疾患の予防に向けた取組を行うとともに、定期的に歯科に係る検診を受けること及び必要に応じて歯科保健指導を受けることにより、歯と口腔の健康づくりに努めるものとする。

（歯科医療等業務従事者の責務）

第5条 歯科医師、歯科衛生士、歯科技工士その他の歯科医療又は歯科保健指導に係る業務に従事する者（以下「歯科医療等業務従事者」という。）は、基本理念にのっとり、保健、医療、社会福祉、労働衛生、教育、食育その他の関連する分野の業務に従事する者（次条において「保健等業務従事者」という。）との緊密な連携を図りつつ、市が実施する歯と口腔の健康づくりに関する施策に協力するよう努めるものとする。

（保健等業務従事者の役割）

第6条 保健等業務従事者は、基本理念にのっとり、それぞれの業務において市民の歯と口腔の健康づくりの推進を図るとともに、歯と口腔の健康づくりに関する施策に関し、市及び歯科医療等業務従事者との連携及び協力を図るよう努めるものとする。

（事業者等の役割）

第7条 事業者（労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第2条第3号に規定する事業者をいう。）は、使用する労働者に対する歯科に係る検診及び歯科保健指導（次項において「歯科検診等」という。）の機会の確保その他の歯と口腔の健康づくりに関する取組を推進するよう努めるものとする。

2 医療保険者は、その被保険者及びその被扶養者に対する歯科検診等の機会の確保その他の歯と口腔の健康づくりに関する取組を推進するよう努めるものとする。

（基本的施策）

第8条 市は、市民の歯と口腔の健康づくりを推進するため、次に掲げる基本的施策を実施するものとする。

- (1) 市民の歯と口腔の健康づくりに関する情報の収集及び提供に関する施策
- (2) 乳児期、幼児期（満1歳から小学校に入学するまでの期間をいう。）及び学齢期（小学校に入学してから高等学校等を卒業するまでの期間をいう。）におけるフッ化物の応用その他の科学的根拠に基づくむし歯及び歯肉炎の予防の方法を推進する施策
- (3) 成人期（高等学校等を卒業してから65歳に到達するまでの期間をいう。）におけるむし歯及び歯周病の予防の方法を推進する施策

- (4) 高齢期における咀嚼^{そしゃく}等の口腔機能の維持及び向上のための対策を推進する施策
- (5) 妊産婦である期間における健全な口腔状態を維持するための対策を推進する施策
- (6) 介護を必要とする者に対し、医師、介護を提供する者等と連携した訪問による歯科医療及び健全な口腔状態の維持を推進する施策
- (7) 80歳で歯を20本以上保つことを目指した運動その他の市民が生涯にわたる歯と口腔の健康づくりについての関心と理解を深める取組を推進する施策
- (8) 歯と口腔の健康づくりに関する施策を総合的かつ効果的に推進するための歯科疾患等の定期的な調査に関する施策
- (9) 前各号に掲げるもののほか、歯と口腔の健康づくりに必要な施策
(施策の目標等)

第9条 市は、前条に定める基本的施策その他歯と口腔の健康づくりの推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、健康増進法（平成14年法律第103号）第8条第2項の規定により市が定める計画において歯と口腔の健康づくりに係る指標及び目標を定め、当該計画の進行管理に合わせて5年ごとにその評価をし、見直しを行うものとする。

- 2 市は、歯と口腔の健康づくりに関する施策の進捗状況等について、学識経験を有する者、歯科医療等業務従事者等から意見を聴くものとする。

（財政上の措置）

第10条 市は、歯と口腔の健康づくりに関する施策を推進するために必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この条例は、平成28年4月18日から施行する。

1歳6か月児歯科健康診査実施状況

○むし歯有病者率（％）

		暫定値(いわき市 は確定値)																(％)			
		H 15	H 16	H 17	H 18	H 19	H 20	H 21	H 22	H 23	H 24	H 25	H 26	H 27	H 28	H 29	H 30	R 1	R 2	R 3	R 4
※	全 国	3.42	3.21	3.07	2.98	2.84	2.66	2.53	2.33	2.17	2.08	1.91	1.80	1.75	1.47	1.31	1.15	0.99	1.12	0.81	
※	福 島 県	5.01	4.58	4.31	4.43	4.13	3.95	3.69		3.02	3.04	2.49	2.22	2.07	1.54	1.59	1.12	1.15	1.14	0.97	
	いわき市	2.80	3.64	3.44	3.93	4.13	4.66	4.08	3.36	2.72	2.77	2.10	1.54	1.63	1.32	1.91	1.18	1.27	1.17	0.77	0.54
	郡 山 市	5.17	4.51	4.19	3.82	3.81	3.29	3.41	3.29	3.12	4.81	3.40	2.68	2.62	2.00	1.78	1.47	1.34	1.52	1.05	
	福 島 市																0.61	0.89	1.01	1.03	
	政 令 市・ 特 別 区	3.17	2.95	2.88	2.83	2.70	2.55	2.76	2.34	2.14	2.11	1.92	1.83	1.68	1.51	1.34	1.23	0.98	1.07	0.86	

資料:厚生労働省歯科保健課調べ(～H25年度),同省「地域保健・健康増進事業報告」(H26年度～)

※合計数:都道府県、政令指定都市、中核市、保健所を設置する市、特別区を含む

※平成22年度:岩手県・宮城県・福島県については、東日本大震災の影響により調査対象外(回答のあった政令市については計上)。

※令和4年度:いわき市については「福島県歯科保健情報システム」より

○一人平均むし歯数（本）

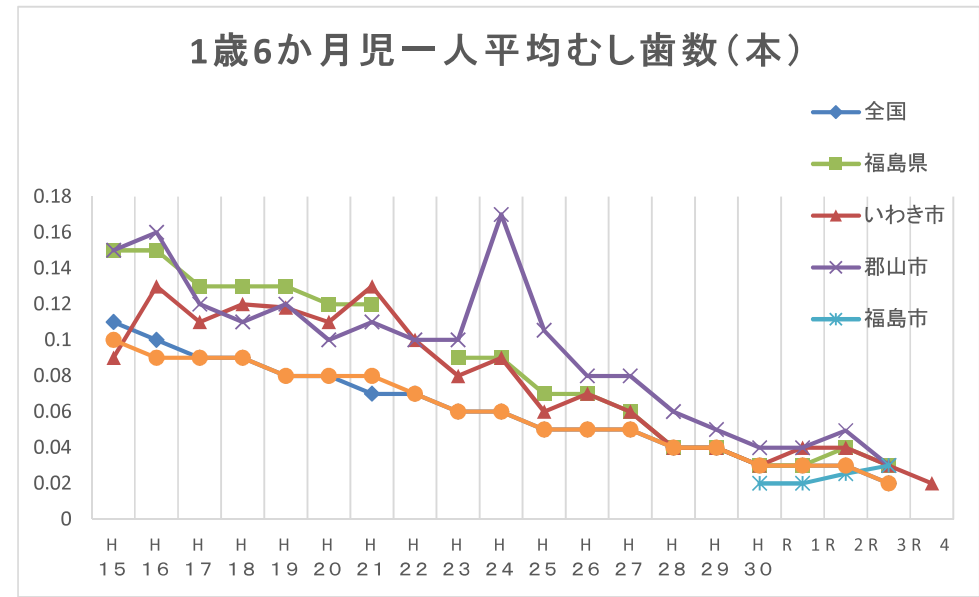
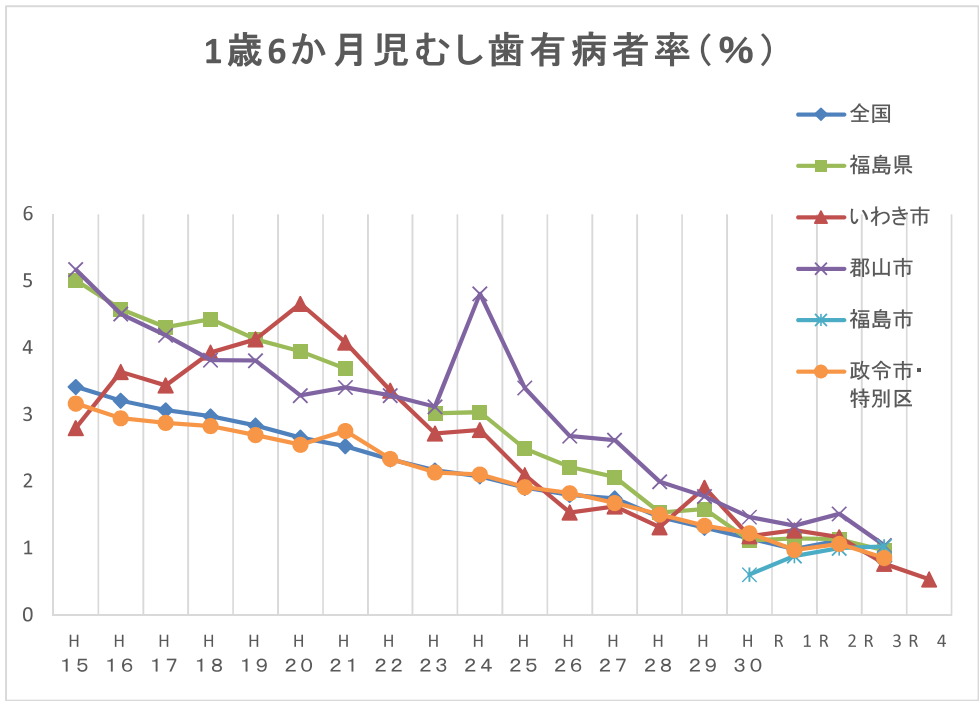
		暫定値(いわき 市は確定値)																(本)			
		H 15	H 16	H 17	H 18	H 19	H 20	H 21	H 22	H 23	H 24	H 25	H 26	H 27	H 28	H 29	H 30	R 1	R 2	R 3	R 4
※	全 国	0.11	0.10	0.09	0.09	0.08	0.08	0.07	0.07	0.06	0.06	0.05	0.05	0.05	0.04	0.04	0.03	0.03	0.03	0.02	
※	福 島 県	0.15	0.15	0.13	0.13	0.13	0.12	0.12		0.09	0.09	0.07	0.07	0.06	0.04	0.04	0.03	0.03	0.04	0.03	
	いわき市	0.09	0.13	0.11	0.12	0.12	0.11	0.13	0.10	0.08	0.09	0.06	0.07	0.06	0.04	0.04	0.03	0.04	0.04	0.03	0.02
	郡 山 市	0.15	0.16	0.12	0.11	0.12	0.10	0.11	0.10	0.10	0.17	0.11	0.08	0.08	0.06	0.05	0.04	0.04	0.05	0.03	
	福 島 市																0.02	0.02	0.03	0.03	
	政 令 市・ 特 別 区	0.10	0.09	0.09	0.09	0.08	0.08	0.08	0.07	0.06	0.06	0.05	0.05	0.05	0.04	0.04	0.03	0.03	0.03	0.02	

資料:厚生労働省歯科保健課調べ(～H25年度),同省「地域保健・健康増進事業報告」(H26年度～)

※合計数:都道府県、政令指定都市、中核市、保健所を設置する市、特別区を含む

※平成22年度:岩手県・宮城県・福島県については、東日本大震災の影響により調査対象外(回答のあった政令市については計上)。

※令和4年度:いわき市については「福島県歯科保健情報システム」より



3歳児 歯科健康診査実施状況

○3歳児むし歯有病者率（％）

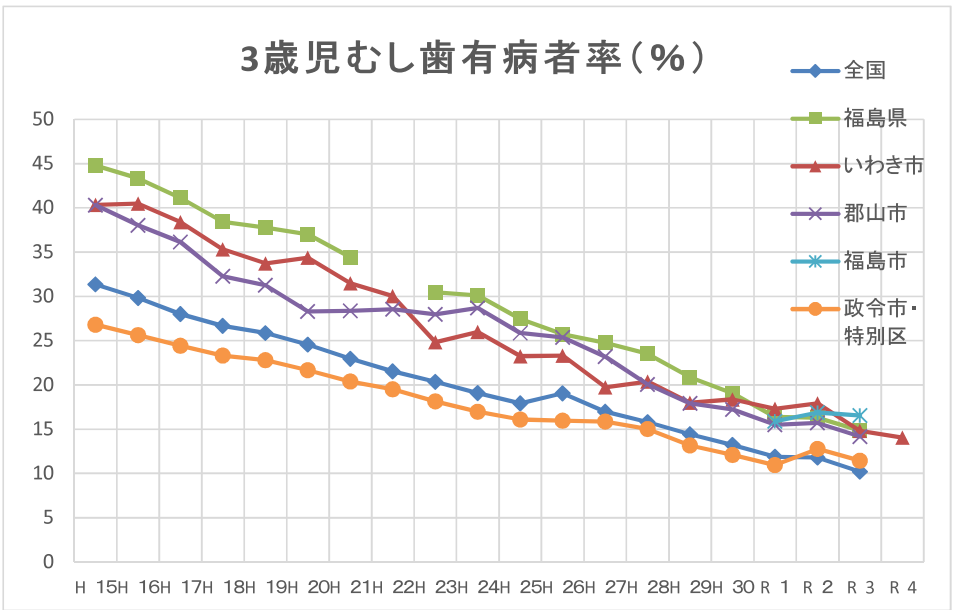
暫定値(いわき市 は確定値)																	※健診対象 年齢:3歳6か 月				
年度	H 15	H 16	H 17	H 18	H 19	H 20	H 21	H 22	H 23	H 24	H 25	H 26	H 27	H 28	H 29	H 30	R 1	R 2	R 3	R 4	
※ 全 国	31.35	29.84	28.01	26.67	25.86	24.56	22.96	21.54	20.37	19.08	17.91	19.05	16.96	15.80	14.43	13.24	11.90	11.81	10.20		
※ 福 島 県	44.78	43.32	41.11	38.43	37.76	37.01	34.41		30.47	30.12	27.44	25.73	24.74	23.51	20.88	19.07	16.40	16.29	14.84		
い わ き 市	40.34	40.48	38.40	35.33	33.74	34.37	31.50	30.03	24.83	26.00	23.27	23.32	19.73	20.39	17.98	18.36	17.29	17.93	14.83	14.06	
郡 山 市	40.32	38.03	36.15	32.28	31.26	28.30	28.37	28.57	27.98	28.68	25.87	25.38	23.20	20.05	17.93	17.22	15.52	15.70	14.18		
福 島 市																	15.89	16.89	16.55		
政 令 市 ・ 特 別 区	26.81	25.64	24.44	23.31	22.79	21.66	20.38	19.52	18.16	16.98	16.08	15.95	15.86	15.01	13.15	12.09	10.95	12.79	11.43		

資料:厚生労働省歯科保健課調べ(～H25年度),同省「地域保健・健康増進事業報告」(H26年度～)

※合计数:都道府県、政令指定都市、中核市、保健所を設置する市、特別区を含む

※平成22年度:岩手県・宮城県・福島県については、東日本大震災の影響により調査対象外(回答のあった政令市については計上)。

※令和2、3、4年度:いわき市については「福島県歯科保健情報システム」より



○3歳児一人平均むし歯数（本）

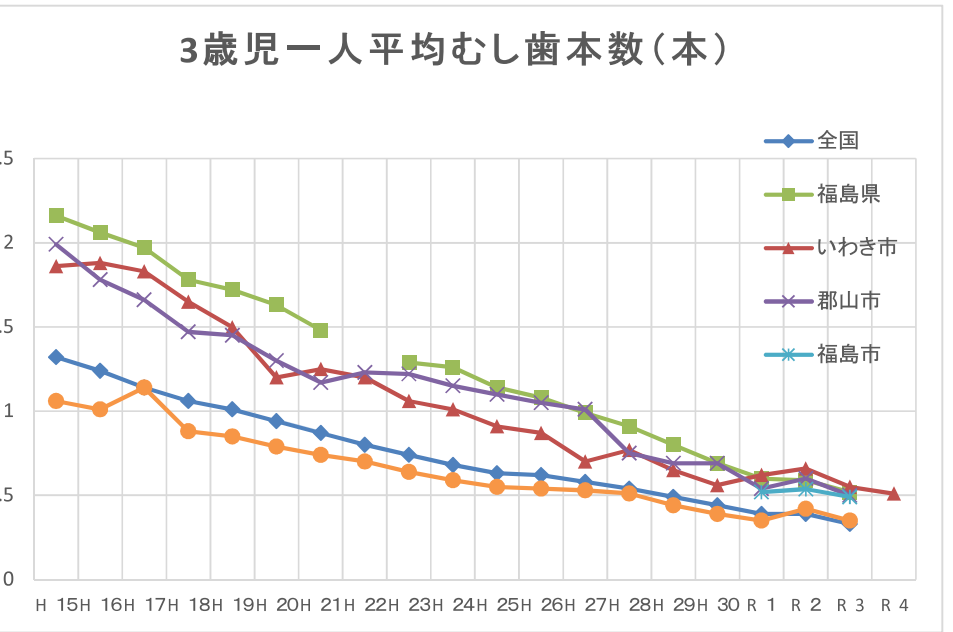
		暫定値(いわき市 は確定値)															※健診対象 年齢:3歳6か 月					
		年度	H 15	H 16	H 17	H 18	H 19	H 20	H 21	H 22	H 23	H 24	H 25	H 26	H 27	H 28	H 29	H 30	R 1	R 2	R 3	R 4
※	全 国		1.32	1.24	1.14	1.06	1.01	0.94	0.87	0.80	0.74	0.68	0.63	0.62	0.58	0.54	0.49	0.44	0.39	0.39	0.33	
※	福 島 県		2.16	2.06	1.97	1.78	1.72	1.63	1.48		1.29	1.26	1.14	1.08	0.99	0.91	0.80	0.69	0.60	0.59	0.52	
	い わ き 市		1.86	1.88	1.83	1.65	1.50	1.20	1.25	1.20	1.06	1.01	0.91	0.87	0.70	0.77	0.65	0.56	0.62	0.66	0.55	0.51
	郡 山 市		1.99	1.78	1.66	1.47	1.45	1.30	1.17	1.23	1.22	1.15	1.10	1.05	1.01	0.75	0.69	0.69	0.54	0.60	0.50	
	福 島 市																		0.52	0.54	0.49	
	政 令 市 ・ 特 別 区		1.06	1.01	1.14	0.88	0.85	0.79	0.74	0.70	0.64	0.59	0.55	0.54	0.53	0.51	0.44	0.39	0.35	0.42	0.35	

資料:厚生労働省歯科保健課調べ(～H25年度),同省「地域保健・健康増進事業報告」(H26年度～)

※合计数:都道府県、政令指定都市、中核市、保健所を設置する市、特別区を含む

※平成22年度:岩手県・宮城県・福島県については、東日本大震災の影響により調査対象外(回答のあった政令市については計上)。

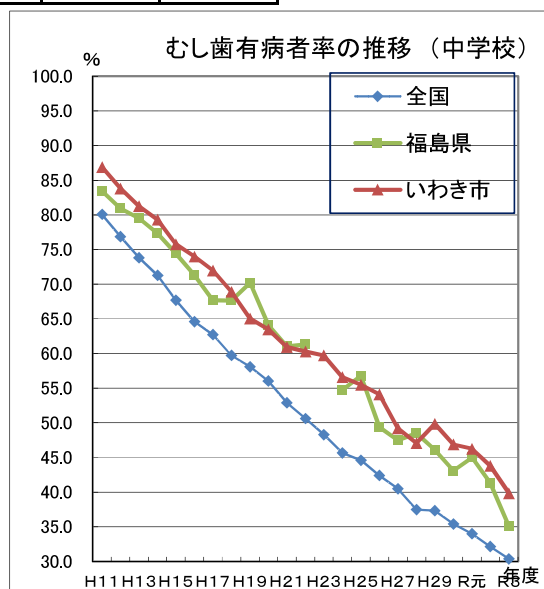
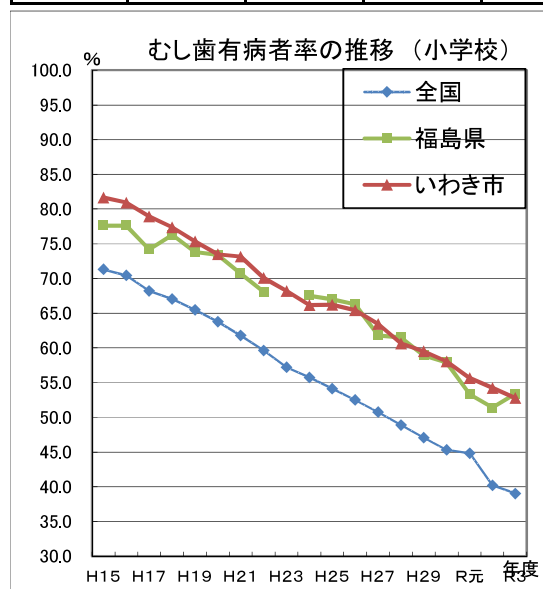
※令和4年度:いわき市については「福島県歯科保健情報システム」より



むし歯有病者率 全国・県・市の比較(男女合計)

(%)

	小学校			中学校		
	全国	県	市	全国	県	市
H11	80.77	86.26	87.80	80.07	83.42	86.91
H12	77.87	83.60	86.66	76.85	80.93	83.80
H13	75.59	85.75	84.91	73.81	79.50	81.26
H14	73.86	79.29	84.06	71.24	77.30	79.31
H15	71.31	77.6	81.66	67.67	74.41	75.78
H16	70.43	77.62	80.94	64.61	71.31	73.99
H17	68.19	74.18	78.97	62.72	67.7	72.01
H18	67.01	76.26	77.38	59.7	67.65	68.89
H19	65.47	73.8	75.36	58.1	70.2	65.04
H20	63.79	73.4	73.49	56.0	64.1	63.51
H21	61.79	70.7	73.17	52.88	61.00	60.94
H22	59.63	68.1	70.09	50.6	61.3	60.27
H23	57.21		68.21	48.31		59.70
H24	55.76	67.5	66.17	45.67	54.7	56.60
H25	54.14	67.00	66.21	44.59	56.80	55.47
H26	52.50	66.30	65.46	42.4	49.40	54.12
H27	50.76	61.80	63.47	40.49	47.50	49.19
H28	48.89	61.5	60.66	37.49	48.5	47.09
H29	47.06	58.9	59.53	37.32	46.1	49.84
H30	45.30	57.9	58.05	35.41	43.1	46.87
R元	44.82	53.3	55.67	34.00	45.0	46.28
R2	40.21	51.4	54.23	32.16	41.3	43.8
R3	39.04	53.4	52.78	30.37	35.1	39.85
R4						
R5						
出典元	文科省 学校保健 統計調査	文科省 学校保健 統計調査	いわき市 学校保健 統計調査	文科省 学校保健 統計調査	文科省 学校保健 統計調査	いわき市 学校保健 統計調査
全数or 抽出	抽出	抽出	全数	抽出	抽出	全数
全歯or 永久歯	全歯	全歯	全歯	全歯	全歯	全歯

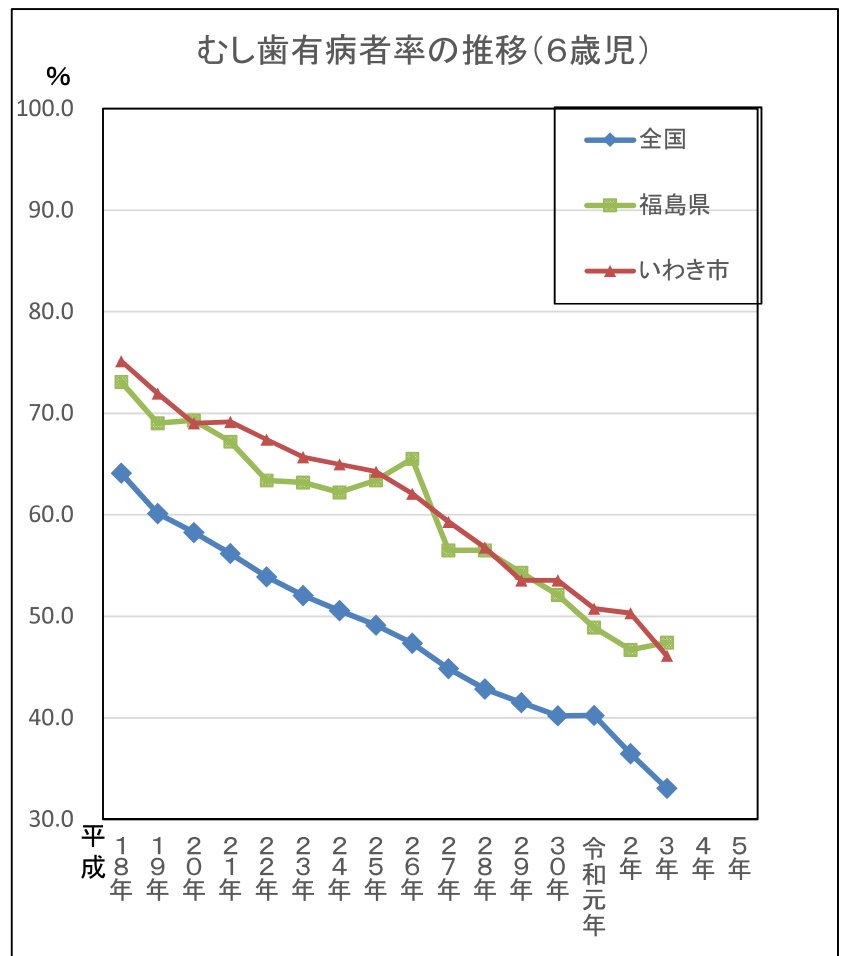


年齢別 疾病・異常被患率等（むし歯）

○むし歯有病者率（％）

6歳児（全体）

（％）			
年度	いわき市	福島県	全国
10年	85.56		76.02
11年	85.38		74.92
12年	84.19		71.92
13年	81.07		69.42
14年	78.95		68.04
15年	78.43		65.49
16年	77.22		65.52
17年	77.57		63.34
18年	75.13	73.1	64.12
19年	71.94	69.0	60.11
20年	69.0	69.3	58.24
21年	69.15	67.2	56.19
22年	67.40	63.4	53.89
23年	65.69	63.2	52.06
24年	64.97	62.2	50.56
25年	64.24	63.4	49.13
26年	62.08	65.5	47.34
27年	59.31	56.5	44.85
28年	56.79	56.5	42.83
29年	53.56	54.3	41.49
30年	53.56	52.1	40.21
令和元年	50.75	48.9	40.24
2年	50.30	46.7	36.46
3年	46.11	47.4	33.05
4年			
5年			
出典元	いわき市 学校保健 統計調査	文科省 学校保健 統計調査	文科省 学校保健 統計調査
全数or 抽出	全数	抽出	抽出
全歯or 永久歯	全歯	全歯	全歯



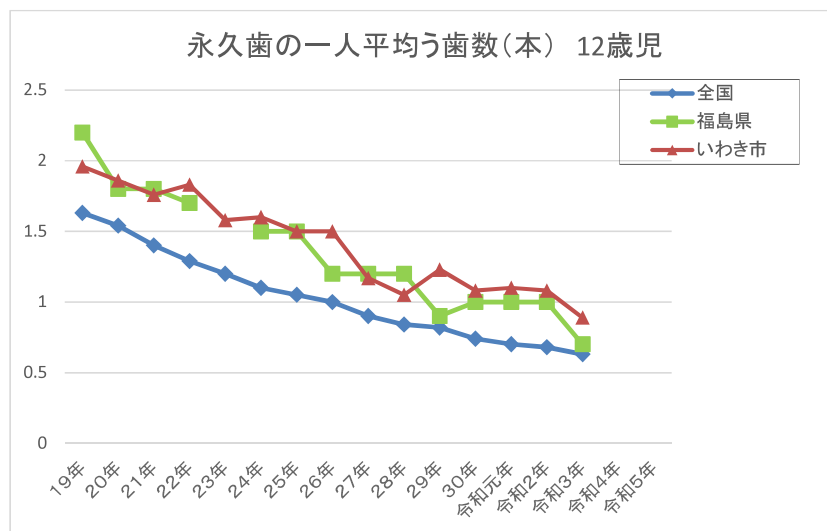
年齢別 疾病・異常被患率等（むし歯）

○永久歯の一人平均う歯数（本）

12歳児（全体）

（本）

年度	いわき市	福島県	全国
13年	3.3	2.89	2.51
14年		2.58	2.28
15年		2.68	2.09
16年		2.09	1.91
17年		2.0	1.82
18年		2.0	1.71
19年	1.96	2.2	1.63
20年	1.86	1.8	1.54
21年	1.76	1.8	1.4
22年	1.83	1.7	1.29
23年	1.58		1.20
24年	1.60	1.5	1.10
25年	1.5	1.5	1.05
26年	1.5	1.2	1.00
27年	1.17	1.2	0.90
28年	1.05	1.2	0.84
29年	1.23	0.9	0.82
30年	1.08	1.0	0.74
令和元年	1.10	1.0	0.70
令和2年	1.08	1.0	0.68
令和3年	0.89	0.7	0.63
令和4年			
令和5年			
出典元	いわき市 学校保健 統計調査	文科省 学校保健 統計調査	文科省 学校保健 統計調査
全数or 抽出	全数	抽出	抽出
全歯or 永久歯	永久歯	永久歯	永久歯



高等学校のう歯被患率の全国・県・市の順位の比較(男女合計)
(%)

年度	全国	県	市
昭和54	95.9		
H元	94.2		
H7	90.6	94.0	
H8		93.1	
H9		89.4	
H10	88.2	89.2	91.5
H11	86.5		
H12			
H13	83.7	83.4	
H14	82.3	86.8	
H15	77.9	80.6	
H16	76.0	80.5	
H17	72.8	78.5	
H18	69.9	75.3	
H19	68.5	76.8	
H20	65.5	73.0	
H21	62.2	72.5	
H22	60.0	67.6	
H23	58.5		66.8
H24	57.5	62.9	65.2
H25		65.7	
H26		61.7	
H27		59.2	
H28		58.3	
H29	47.3	57.2	57.9
H30	45.4	52.5	54.0
R元	43.7	54.9	54.8
R2	41.7	52.9	54.2
R3	39.8	49.7	56.3
R4			51.8
R5			
出典元	文科省 学校保健 統計調査	文科省 学校保健 統計調査	いわき地区 高等学校保 健統計(※)
全数or 抽出	抽出	抽出	全数

